佐賀県訓令甲第4号

健康福祉部 佐賀県立虹の松原学園

佐賀県立虹の松原学園処務規程(昭和32年佐賀県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

人の表に拘りる規定の以正部力は、下級の部力である。	
改正前	改正後
(職務)	(職務)
第1条 略	第1条 略
	2 副園長は、園長を補佐し、園に関する事務を整理する。
<u>2</u> ~ <u>4</u> 略	<u>3</u> ~ <u>5</u> 略
5 佐賀県立虹の松原学園組織規則(昭和32年佐賀県規則第78号)	6 佐賀県立虹の松原学園組織規則(昭和32年佐賀県規則第78号)
第2条第3項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受	第2条第4項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受
けて、園の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。	けて、園の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。
(職務の代行)	(職務の代行)
第2条 園長不在のときは、 <u>総務課長</u> がその職務を代行する。	第2条 園長不在のときは、 <u>副園長</u> がその職務を代行する。
	2 園長及び副園長がともに不在のときは、園長が指定する職員が
	<u>所長の職務を代行する。</u>
<u>2</u> <u>前項</u> の規定により代行した事項について必要があると認められ	<u>3</u> 前2項の規定により代行した事項について <u>、</u> 必要があると認め
るものは、速やかに、園長の後閲を受けなければならない。	られるものは、速やかに、園長の後閲を受けなければならない。
(園長の専決事項)	(園長 <u>等</u> の専決事項)
第3条 略	第3条 略
2 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定め	2 <u>副園長及び</u> 課長は、園長が専決することができる事務のうち、
るものを専決することができる。	園長が定めるものを専決することができる。
3 略	3 略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。